

陳 情 文 書 表

令和5年6月定例会

令和5年分陳情第6号

総務文教委員会

受理年月日	令和5年5月12日
件名	情報開示による費用の改善を求める陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>情報開示にて、コピーされた公文書買取りの費用の考え方を見直すことを求める陳情。</p> <p>[理由]</p> <p>公文書請求を行い開示決定が下された場合、請求者が持ち帰りたいと申し出た場合、1枚10円（両面の場合は20円）にて買い取ることができる。この制度には問題はないと考えるが、次に挙げる実在した例を基に矛盾を感じるところがある。</p> <p>当初、一部非公開で開示決定された資料は、正確な情報であることを前提に受取費用を支払い資料を買い取った。後日、富山市情報公開審査会に審査請求を行ったところ、請求人の主張を認める結果となり、買い取った資料は正確な情報が記載されていない資料であると判明、市長も正確な情報ではないことを認めた。その後、一部非公開をなくした資料が改めて開示された。</p> <p>(1) 市長が正確な情報ではないと認めた時点で、買い取った資料は無価値となりごみ同然になる。</p> <p>(2) 正確な情報の資料を入手するために、再び金銭を払い買い取ることとなる。</p> <p>このように間違っ資料に加え正しい資料を買い取り、市民は二重で金銭を支払わなければならない制度となっている。</p> <p>間違っ資料を提出したのは富山市側であり、市民に何一つ非はないものであるにも関わらず、市民が二重で金銭を負担することは大変疑問である。</p>	

(裏面へ)

注意であるが、富山市が間違っただ資料を提出したことを問うものではなく、間違っただことを素直に認め、適切な対応がされていないことに矛盾を感じ問うものである。

富山市へは第三者の意見などを真摯に受け入れ、今後さらに市民のために情報開示が正確に行われることを望んでいる。